

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置
2	対象税目	(法人税:義)(国税4) (法人住民税、法人事業税:義)(地方税5) 【新設・拡充・延長】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>2019年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「RWC2019」という。)の円滑な準備及び運営の際に、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払われる大会保証料について、国内源泉所得の対象とならないよう所要の措置を講ずる。</p> <p>※大会保証料については、大会終了後、大会関係者(ラグビーワールドカップリミテッド)に支払うことになるが、大会に関する人的役務の提供や著作権の使用料の対価として支払われるものではないことから、国内源泉所得には該当しないと解釈できるが税制上の取扱いが明確になっていない。このため大会保証料の支払が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にする。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税法(昭和40年法律第34号)第138条、第141条 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第4号、第72条の23第1項第3号、第292条第1項第4号
4	担当部局	スポーツ庁国際課
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成29年8月 分析対象期間:平成30年度～31年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
7	適用又は延長期間	2年間(平成30年度～31年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>RWC2019の開催に際して、海外在住のRWC2019大会関係者に支払われる大会保証料に関して、税制面で必要な措置を講じることを通じて、RWC2019の円滑な準備及び運営を支援する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(抄)(趣旨)</p> <p>第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。)が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便はがき等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針2017(抄)</p> <p>第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題</p> <p>3. 消費の活性化</p> <p>(2) 新しい需要の喚起</p> <p>③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組</p> <p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と、日本</p>

		<p>が持つ力を世界に発信する最高の機会である。その開催に向け、先端技術の利活用を含めた関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮等大会の円滑な準備を進める。</p> <p>○スポーツ基本法(抄) (スポーツに係る国際的な交流及び貢献の推進) 第十九条 国及び地方公共団体は、スポーツ選手及び指導者等の派遣及び招へい、スポーツに関する国際団体への人材の派遣、国際競技大会及び国際的な規模のスポーツの研究集会等の開催その他のスポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進するために必要な施策を講ずることにより、我が国の競技水準の向上を図るよう努めるとともに、環境の保全に留意しつつ、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>○第2期スポーツ基本計画(抄) 2 スポーツを通じた活力があり絆(きづな)の強い社会実現 (3)スポーツを通じた国際社会の調和ある発展への貢献 施策目標 国際社会においてスポーツの力により「多様性を尊重する社会」「持続可能で逆境に強い社会」「クリーンでフェアな社会」を実現するため、国際的な政策・ルールづくりに積極的に参画し、スポーツを通じた国際交流・協力を戦略的に展開する。 ラグビーワールドカップ2019及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を歴史に残るものとして成功させ、その後のレガシーとしてスポーツ文化を継承する。</p>
	<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 11 スポーツの振興 施策目標 11-2 スポーツを通じた活力がありきづなの強い社会の実現</p>
	<p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 RWC2019の開催に関して、税制面での必要な措置を講じ、円滑な準備及び運営を実現する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 ラグビーワールドカップは、夏季オリンピック・パラリンピック、サッカーワールドカップに次ぐ、世界3大規模のスポーツイベントと言われている国際競技大会であり、RWC2019の円滑な開催は、我が国のスポーツ人口の拡大や国際スポーツ界におけるプレゼンスの向上、関連消費の拡大など、多大な社会的効果を生じる高い公共性を有していることからスポーツ振興の観点から極めて重要である。 一方で、RWC2019の開催に際しては、今後、RWC2019に係る大会保証料を支払うこととなるが、これは人的役務に対する対価や著作権の使用料として支払われるものではないため、国内源泉所得の対象とはならないと解釈できるが、税制の取扱いが明確になっていない。 平成30年は、大会開催の1年前であり詳細な大会業務計画を作成する必要がある。しかし、税制上の取扱いが不明確なままであると、詳細な大会業務計画が作成できず、また、業務規模を縮小せざるを得なくなってしまうおそれがあり、今後の大会の円滑な運営に支障をきたすおそれがある。 このような状況は、ラグビー伝統国以外、アジアで初めての開催という意義ある大会であるにも関わらず、今後のラグビー普及振興活動の推進に悪影響を与えることとなり、ホスト国として避けるべき状況であり、税制上の措置を講じることが求められている。 税制上の所要の措置を講じることで、RWC2019の円滑な準備及び運営を</p>

			<p>実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整え、大会の成功に貢献することができる。</p>										
9	有効性等	① 適用数等	<p>RWC 関連者が日本で PE を有すると認定され、(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る大会保証料の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。</p> <p>○適用件数及び適用額 (単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>—</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大会保証料については、31 年度に支払われる予定であるため、30 年度は発生しない予定。</p>	年度	30	31	適用件数	—	1	適用額	—	144	
		年度	30	31									
		適用件数	—	1									
適用額	—	144											
② 減収額	<p>○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>—</td> <td>36.8</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>—</td> <td>2.3</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>—</td> <td>13.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>※大会保証料については、31 年度に支払われる予定であるため、30 年度は発生しない予定。</p>	年度	30	31	法人税	—	36.8	法人住民税	—	2.3	法人事業税	—	13.7
年度	30	31											
法人税	—	36.8											
法人住民税	—	2.3											
法人事業税	—	13.7											
③ 効果・税収減是認効果	<p>《効果》 税制上の所要の措置を講じることで、RWC2019の円滑な準備及び運営を実現することにより、大会に参加する選手及び大会をサポートする全てのスタッフ等が最高のパフォーマンスを発揮できるように体制を整える。</p> <p>○達成目標の実現状況 (単位:件、億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>—</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>適用額</td> <td>—</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)31 年度については目標値</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》 ラグビーワールドカップは、スポーツに関する世界的な大会であり、スポーツの振興のみならず、地域経済の活性化に寄与することが期待できるものである。上記のとおり全国 12 会場で本大会を開催することで、波及効果を合わせ 4,200 億円弱の経済効果が見込まれる。この経済効果は間接的に国民に還元されるものであること、大会の安定的な運営が経済効果発現の基礎であることから、税収の減少を上回る経済効果が期待される。</p>	年度	30	31	適用件数	—	1	適用額	—	144			
年度	30	31											
適用件数	—	1											
適用額	—	144											
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本措置は、RWC2019の開催に関連し支払われる大会保証料が、法人税等の国内源泉所得の課税対象とならないことを明確にすることで、今後の大会の円滑な準備及び運営に資することが可能となるため、税制上の所要の措置を講じることが適切である。</p>										
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>ホストユニオン契約では、大会主催者に支払われる大会保証料等について、税制上の配慮を講ずるために最善の努力を尽くす義務が課せられている。他の支援としては、国費、開催都市分担金、JSC助成金、宝くじ協賛金、民間資金等が行われる予定である。</p>										

	③: 地方公共 団体が協 力する相 当性	RWC2019 の開催は、国全体で 4,200 億円の経済効果が見込まれており、その経済効果は、全国各地に広く還元されるものである。
11	有識者の見解	—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—

適用数等及び減収額の算定根拠

○平成 31 年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
①適用件数	1 件		
②適用額(所得額)	144 億円	RWC 関連者が日本で PE を有すると認定され、(公財)ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会から得る大会保証料の全てが PE 帰属所得と認定されたとの仮定に基づく試算。	
③減収額 ※1	52.8 億円	33.4 億円+3.4 億円+2.3 億円+9.6 億円+4.1 億円	④+⑤+⑥+⑦
④法人税額	33.4 億円	144 億円 × 23.2%(税率)	適用額 × 税率
⑤地方法人税額	3.4 億円	33.4 億円 × 10.3%(税率)	法人税額 × 税率
⑥法人住民税額 ※2 (法人税割)	2.3 億円	33.4 億円 × 7%	法人税額 × 税率
⑦法人事業税額 ※3 (所得割)	9.6 億円	144 億円 × 6.7%(税率)	適用額 × 税率
地方法人特別税額 ※4	4.1 億円	9.6 億円 × 43.2%(税率)	法人事業税所得割額 × 税率

※1 減収額については、平成 30 年度から事業を開始した法人とみなして計算。

※2 法人住民税については、資本金等の額が不明なため、法人税割のみの減収額を算出

※3 法人事業税については、資本金等の額や付加価値額が不明なため、所得割のみの減収額を算出
また、税率については、普通法人でかつ軽減税率不適用法人とみなして当該税率を適用。

※4 地方法人特別税については、資本金等の額が不明なため、「外形標準課税法人以外の法人」とみなし計算。